

4. 装置・設備等補助金の不正防止対策

文部科学省は、学内LANなど工事に伴う補助金で不正があったことから、19年度予算の執行にあたり4月26日付で「情報関係装置・設備等の整備に係る計画書の提出依頼」の中で『補助事業の業者選定にあたっては、適正性及び透明性が求められていることから、交付要綱第9条及び「建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項」に従うこととし、原則として、入札または3社以上の業者による見積もり合わせ等によること』が学校法人理事長宛に通知した。特に、工事を伴う補助金の契約について原則入札方式によるとして、19年度の計画調書について一部の大学を対象に文部科学省から入札関係の資料の有無など問い合わせが行われ、大学から入札への対応準備について十分な体制がとれないなど、本協会に問い合わせがあった。

本協会では、不正を防止するためには入札などの契約方法の徹底だけでは十分でないと判断し、大学の体制など全般に亘り理解を得られるようにすることが重要であるとして、加盟校19校に業者選定の方法・内容に関するアンケートを行い実情を調査した。その結果を踏まえて情報環境整備促進委員会で検討を進め、10月26日には文部科学省とも打ち合わせ、132回（10月20日）、133回理事会（11月17日）の協議を経て、「情報通信装置、情報通信施設補助事業の工事にかかわる不正防止に対する本協会のガイドライン」を以下の通り作成し、第46回総会（19年11月26日）に報告した。

情報通信装置、情報通信施設補助事業の工事に係る 不正防止に対する本協会のガイドライン

平成19年11月26日

社団法人 私立大学情報教育協会

不正な手段による補助金受給の問題が発生したことから、文部科学省としても工事を伴う補助金について、原則として入札等の競争により契約先及び契約金額を決定すること、入札にならない場合であっても3社以上の業者見積書を添付することが計画調書提出依頼の中で通知された。

これを受けて大学で入札結果のわかる資料を準備することになったが、入札等の競争による契約方法について理解が無い中では、補助事業の活動に支障が予想されることから、学内での組織的な検討体制、契約方法の在り方などについて、参考となる不正防止対策ガイドラインを文部科学省との打ち合わせを行いつつ、本協会できりとまとめることにした。

1. 不正防止対策の考え方

補助事業に不正が発生しないようにするには、補助事業の企画から契約、納入又は工事に至るプロセスに学内での点検・確認を徹底し、透明性を高

めることである。

それには、第一に、申請する補助事業の必要性・適切性、費用対効果を検討するための学内体制の整備、第二は、事業実施に伴う手続としての仕様書作成から契約までのプロセスのルール化、第三は、契約業者、契約金額の決定を判断する基準・考え方の明確化、第四は、納入又は工事内容の検収、第五は、学内関係者の職業倫理の徹底が必要である。

以下に上記5点について大学での具体的な取り扱い等について参考モデルを掲げる。各大学が補助事業の適正化に一層努められることを期待する。

II. 具体的な不正防止対策の取り組み

1. 補助事業の組織的な検討

契約に入る以前の課題として、大学自らが補助事業を計画することの趣旨について、関係の教職員に共通理解を得ておくことで、教育研究活動を効果的にすすめることが可能となる。施設工事にかかわる補助事業に限らず、全ての補助事業共通の課題として、補助金活用の必要性、適切性を検討する組織的な仕組みの整備が望まれる。

事業の妥当性、費用対効果を関係組織（教育研究の改善を検討する委員会、情報担当部門、財務関係の委員会など）で多面的かつ総合的に検討することで、また、合議制を定着させることで、補助金活用の是非、補助事業の透明性、公平性を確保することが可能になる。

2. 契約プロセスのルール化

契約の透明性、公平性を高めるため、補助事業の企画から契約までの手続きを学内で協議し、申し合わせや内規などでルール化しておくことが必要である。必要な取り組みとしては、公正な競争を確保するための契約手続き、契約方法として、入札、見積もり合わせ、随意契約について大学としてルールを確立しておく必要がある。

以下に、補助事業に求められる入札、競争による見積もり合わせ、競争によらない随意契約の在り方について紹介する。

(1) 入札

① 文部科学省では、補助事業の効率性、契約価格の適正性、契約手続きの透明性、公平性を確保する手段として、競争入札方式を原則採用するとしている。その中で契約手続きとしては、次の点に配慮することを指摘している。

- * 公正かつ客観的な基準による競争により契約の相手方及び契約金額を決定する方法が妥当であること
- * 原則として、国又は地方公共団体の契約法にならい、入札による競争により契約の相手方及び契約金額を決定すること
- * 入札によらない場合であっても複数社から見積もりを徴するなど、より経済的な金額であること
- * 理事会や委員会等において契約法式、指名業者などの決定を行うなど、一担当者の判断が介入しないようにすること
- * 手続きの明確化を図るため財務規則等の整備についても検討すること

* 入札結果の公表は、競争による契約を行った場合には全札者名及びその入札金額を公表すること、競争によらない契約を行った場合には契約の相手方及び契約金額を公表すること

* 公表の時期は、契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表。公表の期間は公表を行った年度及び翌年度、公表の場所等は補助事業者の施設内において閲覧。

- ② 入札とは、公正かつ客観的な基準による競争を実現するための契約行為であって、複数の契約希望者に内容や入札金額を書いた文書（入札書）を期限までに郵送または持参・電子提出させ、開札日（入札期限の翌日）に複数の職員立ち会いのもと（契約業務の担当者、監査人など）入札書の開札を行う。

契約者の決定は、予定価格内最廉価格の入札を落札する価格評価方式と予定価格以内で評価値（評価点を入札金額で除した値）の最も高い入札書を落札する総合評価方式があり、同点の場合はくじ引き等で落札者を決定する。

入札方法としては、業者に仕様書（設計図書）を公告して参加を募り、希望業者同士による競争で契約業者を決定する「一般競争入札」と発注者が指名した業者同士による競争で契約業者を決定する「指名競争入札」がある。

- ③ 上記を踏まえた入札による契約のプロセスは次のようになる。

- * 補助事業の計画立案（学内組織）
- * 入札説明書（事業内容、予定価格）、図面・仕様書等の作成
- * 意見招請
- * 入札説明書等の決定
- * 入札方法の決定（一般競争、指名競争）、審査基準の決定
- * 入札参加資格の選定・決定（外部有識者の招請）
- * 入札公告（入札参加資格者へ入札説明書等の送付）
- * 入札受付（入札参加資格者からの質問受付含む）
- * 開札・審査（最廉価価格方式、総合評価方式）
- * 落札者の決定・公告
- * 契約

- ④ 上記の手続きにおいて特に留意すべき点は公正性、公平性の確保である。そのためには、以下の点に留意して入札関係の手続きをすすめることになる。

- * 業者が同等の条件で提案可能となるように配慮された仕様書を作成することが義務付けられること
- * 提案に必要な情報が全て仕様書に網羅されていること
- * 仕様書の内容が独自の機能・技術を表現しない中立的なものになっていること
- * 入札参加資格の選定、参加資格確認の審査事務が厳格に実施されること
- * 審査に際して、契約担当者、入札者、第三者による監査人の立ち会いが求められること

- ⑤ ところで、上記の手続きを円滑にすすめるためには、次のような課題がある。

* 補助事業の専門的知識、工事の内容を熟知した事務組織・体制の整備が必要となる。

* 入札説明書の作成から契約締結までに専門事務組織が担当しても最短で80日以上を要することから、年度始めから執行する事業、補助金申請業務（6月末期限）に対応していくためには、契約事務に精通した事務組織の体制整備が不可欠である。

* 契約事務を監視する新たな体制の整備が必要になる。

- ⑥ 入札に厳格に対応していくには、事務局の体制整備、担当職員の専門研修、入札事務手続き規程の整備、監視体制、入札説明情報のポータルサイトなど、多くの課題が山積しており、これを短期間で整備していくことは極めて困難である。将来的には、経験を積み重ねる中で大学として入札制度の導入が望まれるが、それには大学としての対応力の整備・向上が課題となる。また、入札は、契約一連の手続きであることから、予算執行に含まれると解され、会計年度独立の原則によって、年度開始前に入札を行うことができないという問題もある。
- ⑥ 重要なことは、入札制度の導入にこだわるのではなく、入札制度に準ずるよう透明性、公正性、効率性、競争性に対応した契約ルールとして、これまで大学の経験がある「見積もり合わせ」を厳格・工夫することが適切と考える。

（２）競争による見積もり合わせ

- ① 入札によらず複数業者から競争による見積書を提出させ、企画提案や技術提案と見積金額についてプレゼンテーション・ヒアリング等を行い、その結果をもとに予定内価格の範囲で契約業者を決定する。競争せずに特定業者を指定して契約する随意契約とは異なり、企画競争、技術競争、価格競争を組み合わせた見積もり合わせで、入札のスタイルに近い。
- ② また、見積もり合わせは、「入札」という形をとらないことから、契約の一連の手続きと解されておらず、4月1日付け若しくは年度の早い時期（4月、5月、6月）での契約を行う場合には、前年度において事前準備行為として事務処理をすすめ、年度に入った段階で「見積もり合わせ」の結果を踏まえて契約業者を決定し、随意契約することができる。
- ③ 競争性を確保するため、見積もり合わせに参加する業者の規模をこれまで文部科学省が指示する3社以上を最低基準に、補助希望事業経費が1億円以上は5社以上の競争とするとともに、指名競争入札に準ずるよう工事に関する業者選定、業者に対して見積もり合わせに関する説明会、見積書の提出、総合評価による委員会審査、理事会等による契約業者の決定を行うものとする。
- ④ 競争見積もり合わせに必要な手続きを大学のアンケートを参考に整理すると、以下のようなモデルが考えられる。このモデルは、補助希望事業経費が1億円以上の事例に適用することが望まれる。

【Aパターン】

- * 補助事業の企画 (委員会等の組織で企画)
- * 仕様書案(仕様要件)の作成 (委員会等で検討)
- * 仕様書案に対する意見聴取 (5社以上に説明会開催、又は仕様書案を送付)
- * 最終仕様書確定 (委員会等で意見聴取を参考に工事条件を最終整理)
- * 見積書公募 (5社以上に依頼)
- * 見積もり合わせ・審査 (委員会等で見積書にもとづくプレゼン実施・精査、契約候補選定)
- * 契約業者・契約金額の決定 (理事会又は担当理事、理事長決裁)
- * 採否結果の通知 (見積提出業者へ採択契約業者名と契約金額を連絡)

⑤ しかし、上記モデルの実施には、最終仕様書を作成するまでの対応に専門知識と調査等の労力が必要となり、十分な取り扱いができないことを配慮して、補助希望事業経費が1億円未満1千万円以上の補助事業については、以下のモデルの水準を下回らないようにすることが望まれる。

【Bパターン】

- * 補助事業の企画 (委員会等の組織で企画)
- * 補助事業説明会の開催 (3社以上に仕様書提案を依頼)
- * 仕様書確定 (委員会等で提案を整理)
- * 見積書公募 (3社以上に依頼)
- * 見積もり合わせ・審査 (委員会等で見積書にもとづくプレゼン実施・精査、契約候補選定)
- * 契約業者・契約金額の決定 (理事会又は担当理事、理事長決裁)
- * 採否結果の通知 (見積提出業者へ採択契約業者名と契約金額を連絡)

(3) 随意契約

入札によらず任意で決定した相手と契約する方法で、入札と比べて手続きの簡素化、契約価格が少額の事業、契約の性質・目的が競争を許さないとき又は緊急で競争できないとき、履行中の契約に直接関連するものを契約者以外のものに履行させることが不利であるとき、時価に比べて著しく廉価な価格で契約できる見込みがあるときにメリットがある。文部科学省では、事業費1千万円未満について随意契約とすることができるとしており、3社以上の見積もり合わせによって決定することとしている。以下のモデルの水準を下回らないようにすることが望まれる。

【Cパターン】

- * 補助事業の企画 (委員会等の組織で企画)
- * 補助事業説明会の開催 (3社以上に見積書提案を依頼)
- * 見積もり合わせ・審査 (委員会等で精査、契約候補選定)
- * 契約業者・契約金額の決定 (理事会又は担当理事、理事長決裁)
- * 採否結果の通知 (見積提出業者へ採択契約業者名と契約金額を連絡)

3. 契約業者、契約金額の決定

契約業者、契約金額を決定する判断基準について、補助事業を効果的・効率的に実現するために求められる要素を抽出し、判断基準をできるだけ客観的に整理しておくことが望まれる。

以下に、参考に要素の事例を掲げる。

- ① 見積価格が安価で大学負担の軽減化に協力していること
- ② 補助事業に最適な工事方法を導入していること
- ③ 工事期間の短縮化が図られていること
- ④ 工事後の質保証に万全の対策がとられていること
- ⑤ 他大学での工事実績で高い履行評価が得られていること
- ⑥ 自大学の過去の工事実績で的確な履行能力が評価されていること

4. 検収・検査

工事が契約書通りに履行されたかどうか点検・確認する検収の実施にあたっては、検収の合格基準、検収の内容及び検収結果の評価について、基準や方法を明確に定めて行うことが望まれる。検収の基準は、仕様書であることを踏まえ、仕様書が求める内容を満足する工事であったか否かを確認するため、専門家立ち会いによる業者からの説明、試験運転、品質保証を確認できる資料の提出などによる方法で検収することが望まれる。

5. 関係教職員倫理の徹底

以上、補助金不正受給の防止への対策についてモデルを掲げたが、どのような対策をもってしても、関係者の職業倫理観が徹底していなければ効果は期待できない。管理監督者を含めた教職員の意識啓発を高めるため、倫理規程の整備、自己管理を点検確認するためのポートフォリオの作成など、未然に不正を防止する仕組みや人事管理の工夫が望まれる。